

平成31年度八王子市農業委員会第6回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年10月2日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

5 事務局職員出席者

- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 山 崎 光 嘉 | 課 長 | 音 村 昭 人 |
| 主 査 | 上 原 裕 之 | 主 査 | 黒 田 康 雄 |
| 主 事 | 岩 佐 達 憲 | 主 事 | 萩 原 健 太 |

平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第6回総会 議題

（令和元年10月2日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について（瀬沼 正明）
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について（浅岡 富男）
- 第8 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について（内田 進）
- 第9 「東京都指導農業士」の推薦について

【報告案件】

- 第10 農地の賃貸借の合意解約について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第6回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（19件）を報告。

議長 報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

農業委員 第1の番号3から5の土地の現状はどうなっていますか。

事務局 転用目的のような状況です。

議長 他に質問・意見はありませんか。

農業委員 第1の番号2は、以前から一般住宅敷地だったのですか。

事務局 現在は建物が建っているようです。

農業委員 どのような土地か分かりますか。

事務局 相続税の納税を金銭ではなくこの土地、建物で物納したのだと考えられます。今後、関東財務局が売払いの手続を進めるものと思われま

議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告
(3件)

議長

報告は終わりました。第3について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「地目変更登記に係る照会に対する回答について」について報告。
(1件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありますか。

農業委員

過去に届出が行われた際の転用目的が資材置場用地となっておりますが、現況は農地のままのようです。今後も、農地として利用することが求められるのですか。

事務局

今回は競売事件が根拠になっています。農地の売り払いだと農業委員会に転用の届出や許可申請を出す必要があります。登記簿地目が田、あるいは畑の場合には、農業委員会で現況の確認作業が行われます。農地法第4条に基づく転用の届出が事前に出されていましたが、現在まで転用目的の使い方をしていませんでした。現況は農地でしたので、買受人が農地のまま使うのであれば農業委員会の許可が必要ですし、転用して使うのであれば農業委員会への転用届出が必要になります。

議長

他に質問・意見はありますか。ございませんので、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」について報告。(8件)

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。

第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は犬目町の1筆、938㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は犬目町、申出者との続柄は

「夫」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は令和元年6月19日。

年齢は73歳、年間従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは報告いたします。9月20日、事務局職員とともに自宅にお邪魔し、願出者からお話を伺いました。願出者の夫は、父から農地を相続したことを機に農業に携りはじめ、長年にわたり野菜作りに励んできました。願出地の生産緑地では、ジャガイモやネギを中心に作付けしており、収穫した野菜は自家消費していたそうです。夫は、妻や妻の妹夫婦の協力を得ながら農業に従事していましたが、今年5月中旬、右腰に違和感を感じたため、医師の診断を受けたところ、何らかの理由で腰に細菌が入り、感染症を発症していることが分かりました。約1か月間の入院生活を経て、自宅に戻りましたが、両足のむくみが引かず、変形性腰椎症も進行したことから、自立した歩行が困難な状況になりました。その後、急性心筋梗塞を発症し、73歳で亡くなりました。今回の調査により、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は式分方町の2筆、2,610.50㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は式分方町、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年10月16日。年齢は89歳、年間従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。9月18日、事務局とともに現地調査を実施し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は当該地において、養蚕のための桑を栽培していました。その後平成4年に生産緑地制度が出来た頃に野菜作りに転換し、以降は野菜全般を作り自家消費のほか近所に直売してきたそうです。特に持病等はなく、亡くなる1か月くらい前まで農作業を行っていましたが、昨年9月頃急に体調を崩し10月に89歳で亡くなりました。現在、当該生産緑地では、耕うんがかけられてはいましたが、作付は何もない状態でした。今回の調査により元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほ

しいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋して下さい。
事務局で対応いたします。

第8「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は下柚木、耕作面積は3,802㎡。相続開始年月日平成31年3月2日。

相続人について、住所は下柚木、年齢68歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は下柚木にある2筆、合計1,821㎡。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和42年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。9月17日、事務局と農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする下柚木二丁目27番2、30番11の農地はすべて生産緑地の指定を受けています。自宅の東側に位置する27番2では、もみじ、そよご、月桂樹、オリーブ、ミカン等の出荷用の植木が栽培され、30番11では、もみじ、ミカン等の出荷用の植木のほか、サトイモ、ナス等が栽培されていました。植木については園芸センターや、春秋に開催される植木市に出荷しています。野菜類については自家消費するほか、近所や造園業で付き合いのあるお得意さんに配っているとのことでした。願出者は学校卒業後の昭和41年から造園業を継ぎ植木の苗木を育て、今後も農業経営を続けていくとのことでした。現在もJA植木部会にも在籍しており、農業技術や農業知識に関しては問題ない方ですので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第9「『東京都指導農業士』の推薦について」を議題にします。

なお、本件については、私の案件になります。農業委員会に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、私は議事に参与することができませんので、一時退席いたしますので、職務代理者に臨時議長をお願いします。

臨時議長

それでは、事務局より説明願います。

事務局

第9「『東京都指導農業士』の推薦について」

候補者について、住所は小比企町、野菜。

平成28年4月から八王子市農業委員会委員を務め、2期目の平成31年4月には農業委員会会長に就任した。年間を通したトマトの栽培管理を実践。作物を大量出荷する際の規格・品質の管理を徹底することで販路の拡充に成功し、とうきょう元気農場では生産した農産物を都内の小中学校へ供給している。平成20年から、対人恐怖症患者や不登校児童等の受け入れに力を注いでいる。農作業を体験させるだけでなく、農業の楽しさや魅力を伝えられるよう、自身が率先してコミュニケーションを図り、作業する仲間同士が話しやすい環境を整備している。「野菜を育てることに興味を持つこと」という理念を持ち、年間を通して作物を育て、収穫することの楽しさを肌で感じてもらえるよう心掛けている。また、従事者向けのお手洗いを設置するほか、休憩時間には仲間同士で交流を深めるなど、女性や青年農業者が親しみを持ちやすい環境づくりを実践している。

臨時議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 不登校児童などの受け入れは、市が斡旋しているのですか。

事務局 関係する所管と情報共有しながら農家と福祉法人を引き合わせることもあります。なお、今回の候補者の取組について市は関わっていません。

農業委員 指導農業士になった場合、一定の人数を受け入れる必要が出てくるのですか。

事務局 東京都農林水産振興財団が実施する研修に協力することが義務付けられますので、必要に応じて受け入れることになると思います。

臨時議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって推薦することに決定しました。

議長 第10「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 第10「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第14番 門倉 豊 委員

第1番 米津 元一 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 6 回総会を閉
会します。

《午後 3 時 0 0 分閉会》